

令和2年10月23日

北関東防衛局が行う随意契約を予定している工事への参加の申込みについて

支出負担行為担当官  
北関東防衛局長 松田 尚久

別添の対象工事一覧表に掲げる工事は、次のアないしイのいずれかの要件に該当するため、当該要件を満たす契約企業との随意契約を予定しているものです。それぞれの工事について必要となる要件を満たし、同工事への参加を希望される企業等がありましたら、一般競争入札を行いますので、要件を満たすことを証明できる書類と共に、期限までに総務部契約課まで申し込んでください。

ア 本来一体とすべき構造物等（一体の構造物等として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）を、予算の都合などの理由により、やむを得ず分割したことによって生じた前工事に引き続き施工される一体不可分の後工事であつて、前工事と施工者が異なる場合、契約不適合責任やシステム上の継続性などを明確に分離することが困難なもの

イ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるもの

添付書類：別紙（対象契約一覧）

対象工事一覧表

| 番号 | 該当する工事                       | 理由 | 申込締切日            | 参加の申込みに必要となる要件  | 備考  |
|----|------------------------------|----|------------------|---|---|
| 1  | 【仮称】下総(3)整備場<br>新設等建築追加工事    | ア  | 令和 年 月 日<br>(未定) | 下総(2)整備場新設等建築工事(前工事)に係る契約不適合責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。<br>例)・契約不適合責任を前工事も含めて全て負う旨を記載した書類<br>・あらかじめ契約不適合責任の範囲を前工事請負業者と取り決めた協議書 | 前工事の資料は以下のとおり<br>電子入札システム『下総(2)整備場新設等建築工事』<br><a href="http://www.dfeg.mod.go.jp">http://www.dfeg.mod.go.jp</a> |
| 2  | 【仮称】熊谷(3)武道場<br>新設等建築追加工事    | ア  | 令和 年 月 日<br>(未定) | 熊谷(2)武道場新設等建築工事(前工事)に係る契約不適合責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。<br>例)・契約不適合責任を前工事も含めて全て負う旨を記載した書類<br>・あらかじめ契約不適合責任の範囲を前工事請負業者と取り決めた協議書 | 前工事の資料は以下のとおり<br>電子入札システム『熊谷(2)武道場新設等建築工事』<br><a href="http://www.dfeg.mod.go.jp">http://www.dfeg.mod.go.jp</a> |
| 3  | 【仮称】下総(3)訓練講堂<br>新設機械追加工事    | ア  | 令和 年 月 日<br>(未定) | 下総(2)訓練講堂新設機械工事(前工事)に係る契約不適合責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。<br>例)・契約不適合責任を前工事も含めて全て負う旨を記載した書類<br>・あらかじめ契約不適合責任の範囲を前工事請負業者と取り決めた協議書 | 前工事の資料は以下のとおり<br>電子入札システム『下総(2)訓練講堂新設機械工事』<br><a href="http://www.dfeg.mod.go.jp">http://www.dfeg.mod.go.jp</a> |
| 4  | 【仮称】下総(3)訓練講堂<br>新設電気その他追加工事 | ア  | 令和 年 月 日<br>(未定) | 下総(2)訓練講堂新設電気その他工事(前工事)に係る契約不適合責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成で  | 前工事の資料は以下のとおり<br>電子入札システム『下総(2)訓  |

|   |                             |   |                  |  |  |
|---|-----------------------------|---|------------------|--|--|
|   |                             |   |                  | <p>きる証明ができること。<br/> 例)・契約不適合責任を前工事も含めて全て負う旨を記載した書類<br/> ・あらかじめ契約不適合責任の範囲を前工事請負業者と取り決めた協議書</p>  | <p>練講堂新設電気その他工事』<br/> <a href="http://www.dfeg.mod.go.jp">http://www.dfeg.mod.go.jp</a></p>                                  |
| 5 | 【仮称】下総(3)整備場<br>新設電気その他追加工事 | ア | 令和 年 月 日<br>(未定) | <p>下総(2)整備場新設電気その他工事(前工事)に係る契約不適合責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。<br/> 例)・契約不適合責任を前工事も含めて全て負う旨を記載した書類<br/> ・あらかじめ契約不適合責任の範囲を前工事請負業者と取り決めた協議書</p> | <p>前工事の資料は以下のとおり<br/> 電子入札システム『下総(2)整備場新設電気その他工事』<br/> <a href="http://www.dfeg.mod.go.jp">http://www.dfeg.mod.go.jp</a></p> |
| 6 | 【仮称】下総(3)整備場<br>新設機械追加工事    | ア | 令和 年 月 日<br>(未定) | <p>下総(2)整備場新設機械工事(前工事)に係る契約不適合責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。<br/> 例)・契約不適合責任を前工事も含めて全て負う旨を記載した書類<br/> ・あらかじめ契約不適合責任の範囲を前工事請負業者と取り決めた協議書</p>    | <p>前工事の資料は以下のとおり<br/> 電子入札システム『下総(2)整備場新設機械工事』<br/> <a href="http://www.dfeg.mod.go.jp">http://www.dfeg.mod.go.jp</a></p>    |